

平成31年 3 月定例会 (平成31年(2019年) 3 月25日)

## 越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

# 越谷・松伏水道企業団議会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 議 事

3月25日(月)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○平成31年度水道事業経営方針説明	8
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明	11
	○企業団行政に対する一般質問	16
	○企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決	16
	○企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決	17
	○企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決	17
	○企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決	19
	○企業長提出第5号議案の質疑、討論、採決	19
	○諸般の報告	20
	○特定事件の議会運営委員会付託	20
	○閉 議	21
	○企業長の挨拶	21
	○閉 会	21
署名議員		23
参考資料		
企業長提出議案の処理結果		25

水企告示第6号

平成31年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年3月18日

越谷・松伏水道企業団

企業長 野 口 晃 利

1 期 日 平成31年（2019年）3月25日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成31年3月定例会 会期3月25日 1日間

応招議員 15名

1番	武藤	智	議員	2番	浅古	高志	議員
3番	松岡	高志	議員	4番	川上	力	議員
5番	細川	威	議員	6番	福田	晃	議員
7番	宮川	雅之	議員	8番	大野	保司	議員
9番	清田	巳喜男	議員	10番	鈴木	勉	議員
11番	菊地	貴光	議員	12番	橋詰	昌児	議員
13番	岡野	英美	議員	14番	竹内	栄治	議員
15番	伊藤	治	議員				

不応招議員 なし

## 3月定例会 第1日

平成31年（2019年）3月25日（月曜日）

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 平成31年度水道事業経営方針説明
- 7 企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明
- 8 企業団行政に対する一般質問
- 9 企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決
- 10 企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決
- 11 企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決
- 12 企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決
- 13 企業長提出第5号議案の質疑、討論、採決
- 14 諸般の報告
- 15 特定事件の議会運営委員会付託
- 16 閉 議
- 17 企業長の挨拶
- 18 閉 会

(開議 午前10時01分)

出席議員 15名

1番	武藤	智	議員	2番	浅古	高志	議員
3番	松岡	高志	議員	4番	川上	力	議員
5番	細川	威	議員	6番	福田	晃	議員
7番	宮川	雅之	議員	8番	大野	保司	議員
9番	清田	巳喜男	議員	10番	鈴木	勉	議員
11番	菊地	貴光	議員	12番	橋詰	昌児	議員
13番	岡野	英美	議員	14番	竹内	栄治	議員
15番	伊藤	治	議員				

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口	晃利	企業長
鈴木	功	局長
石坂	正幸	次長(兼)配水管理課長
小川	泰弘	副参事(兼)総務課長
松村	一男	お客さま課長
坂井	正彦	施設課長
三保田	昭二	施設課調整幹

参与として出席した者の職氏名

高橋	努	越谷市長
鈴木	勝	松伏町長

書記

清水	丈実	総務課副課長
上野	成哉	総務課庶務担当主幹
山本	集	総務課庶務担当主任

10時01分 開 会

◎開会の宣告

- （武藤 智議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。  
ただいまから平成31年3月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （武藤 智議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （武藤 智議長） 企業長から平成30年4月から平成31年1月までの業務概況について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （武藤 智議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （武藤 智議長） 次に、企業長から説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （武藤 智議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。  
総務課副課長に朗読させます。

〔総務課副課長朗読〕

- （清水丈実総務課副課長） 朗読いたします。

水企総第937号

平成31年(2019年)3月18日

越谷・松伏水道企業団議会

議長 武 藤 智 様

越谷・松伏水道企業団

企業長 野 口 晃 利

平成31年3月定例会に付議する議案の送付について

標記について、3月25日招集に係る平成31年3月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

#### 議 案 目 録

- 1 越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 1 越谷・松伏水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 越谷・松伏水道企業団給水条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 平成30年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
  - 1 平成31年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について
- 以上でございます。

#### △特定事件の審査結果報告

- （武藤 智議長） 次に、去る12月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長の報告を求めます。

水道事業調査研究特別委員会、川上力委員長、登壇して報告願います。

〔川上 力水道事業調査研究特別委員長登壇〕

- （川上 力水道事業調査研究特別委員長） 議長のご指名によりまして、水道事業調査研究特別委員会に付託されました閉会中の特定事件について、その調査概要をご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月5日、6日の2日間にわたり、委員14名及び武藤議長、高橋、鈴木両参与、企業長が出席し、石坂次長兼配水管理課長が随行の上、「京(みやこ)の水ビジョン—あすをつくる—について」、「水道管路の耐震化について」、「水道施設の再編成について」の3項目を調査事項とし、京都市上下水道局及び宇治市上下水道部への行政調査を実施いたしました。

まず、京都市上下水道局において、「京(みやこ)の水ビジョン—あすをつくる—について」の調査を行いました。

昨年3月に策定したこのビジョンは、今後10年間の水道事業と公共下水道事業の取り組みをまとめた経営計画であり、前期5カ年の実施計画である中期経営プランとあわせて、「経営戦略」としても位置づけています。検討から策定までは3年をかけ、ボトムアップにより検討を進めました。

このビジョンの特徴は4点あり、更新財源として利益確保が必要な額を明示した「長期的な視点に立った経営努力」、市民の啓発や民間技術者の養成等の「市民や事業者との協働」、文化・景観や観光振興への貢献など「京都ならではの取組の推進」、そして、市民満足度などのアウトカム指標を盛り込んだ「市民の声を反映した目標の設定」が特徴となっています。

このビジョンの実現に向けては、毎年策定する単年度の事業計画に基づき施策を推進するとともに、毎年実施する経営評価等により進捗管理を行っていくとのことでした。

また、現地調査を実施した蹴上浄水場は、明治45年3月に竣工した日本最初の急速ろ過式浄水場であり、更新を重ねて現在も稼働していますが、標高を生かして琵琶湖から疏水を通じ取水し、市内への配水の多くを自然流下で行っているとのことでした。

次に、宇治市上下水道部において、「水道管路の耐震化について」及び「水道施設の再編成について」の調査を行いました。

初めに、「水道管路の耐震化について」ですが、宇治市では優先的に整備を進めている基幹管路の更新・耐震化と並行して、石綿セメント管や铸铁管など老朽管の更新・耐震化も積極的に進めており、平成27年4月からは口径50ミリの配水管工事に耐震性にすぐれた水道配水用ポリエチレン管を採用しています。これは、この口径についてはダクタイル铸铁管に汎用性がないためであり、これより大きな口径についても一部でポリエチレン管を試験的に使用していますが、本格採用については他の水道事業体での使用実績や耐震性能の評価等を考慮し検討することとしているとのことでした。

次に、「水道施設の再編成について」ですが、近年、宇治市の水需要は減少傾向にあり、限られた予算の中、設備投資と維持管理に係る経費を抑制する必要があるため、将来の水需要に見合った施設の規模を検討し、今後、浄水場統廃合や配水場の再編成、配水区域の見直しといった施設の再構築を行うこととしています。

浄水場統廃合事業では、隣接する老朽化した2カ所の小規模浄水場を廃止し、同じく隣接する既存の配水場内に新たな浄水場を整備する計画で、平成29年度から5カ年で事業を進めており、概算事業費は約8億円を見込んでいます。新浄水場の整備後は、配水区域の再編に基づき、現在の2カ所の浄水場及び、さらにもう1カ所の浄水場の配水区域を新浄水場の配水区域に編入する予定であるとのことでした。

以上が今回の行政調査の概要であります。全体を通して、京都市上下水道局及び宇治市上下水

道部の貴重なお話を伺うことができました。今後は、行政調査で学んだことを議会や事業経営の中で生かしていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、議長の許可をいただき、調査結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

- （武藤 智議長） 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎会議録署名議員の指名

- （武藤 智議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から13番岡野英美議員、14番竹内栄治議員、15番伊藤治議員を指名いたします。

#### ◎会期の決定

- （武藤 智議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

#### ◎平成31年度水道事業経営方針説明

- （武藤 智議長） 次に、新年度を迎えるに当たり、企業長から平成31年度水道事業経営方針の説明を聴取いたします。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。平成31年3月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、新年度の事業を執行する予算案などをご審議いただきますが、越谷・松伏水道企業団の経営方針を申し述べ、議員の皆様そしてお客様のご理解とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

「平成」はまもなく終わりを告げ、新たな時代が幕を開けようとしています。水道事業においては、昨年12月に水道法が改正され、法律の目的が「水道の計画的な整備」から「水道の基盤強化」へと転換されました。これは、水道が「普及・拡大の時代」から「維持・管理の時代」へと舵を切

ったということであり、生活に欠かすことのできない水道を将来にわたって持続していくために、各水道事業体の努力がより一層求められるものでございます。

本年4月に設立50周年を迎える当企業団は、「昭和」の時代に人口とともに増加の一途をたどってきた水需要が、「平成」に入ってからには節水型機器の普及などによって減少に転じ、老朽化した施設の更新と災害に備えた耐震化が急務となっています。時代の節目を迎え、これまでの50年を振り返ると同時にこれからの50年を展望し、新たな時代にふさわしい水道事業を目指していかなければなりません。将来の水需要に適った施設のダウンサイジングや新技術の採用、管網の見直し、適切な維持管理による施設の長寿命化などによって、経営基盤の強化をさらに図っていく必要があります。

今年度から中小口径管の布設替え等において、水道配水用ポリエチレン管を本格的に採用いたします。これは、耐震性、耐食性、長寿命性を有し、かつ経済性に優れていることから、試験施工による検証や技術講習等、1年間の準備を経て導入するものです。また、施設の整備を計画的に進めるため、施設課の「工務担当」を「計画工務担当」に改め、組織の機能強化を図って効率的な整備を進めてまいります。

平成31年度（2019年度）の予算は、こうした新たな取り組みのもと、「水道事業マスタープラン」に掲げる各施策を着実に実施し、計画達成に向けて実効性のある予算となるよう編成いたしました。年間計画配水量については、近年の配水量の動向を勘案して、前年度と同水量の3,760万立方メートルといたしました。収益的収支については、10月からの消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、収入が79億2,000万円、支出が70億3,000万円で、収支差額は8億9,000万円の利益を見込みました。また、資本的収支では、収入が15億300万円、支出が45億6,000万円で、このうち主な建設改良事業は、築比地浄水場系基幹管路更新工事等、合わせて21億9,980万円で編成させていただきました。

以下、「水道事業マスタープラン」に掲げる3つの基本方針に沿って、主要な施策について申し上げます。

まず、第1の柱である「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」では、大規模地震をはじめとした自然災害や事故などに備え、水道施設の耐震化と更新をさらに進めるとともに、危機管理体制の充実を図り、強靱で安定した水道を構築してまいります。

築比地浄水場系の基幹管路については、前年度からの継続事業である第2工区の整備を引き続き進めるとともに、今年度から3カ年の継続事業として第3工区約670メートルに着手いたします。さらに、埼玉県企業局が実施する松伏・田島地区の産業団地の造成に併せ、同地区の基幹管路約710メートルを先行して整備いたします。

配水管については、法定耐用年数を経過した非耐震性の管路を優先して計画的に更新していますが、今年度から口径150ミリメートル以下の管については水道配水用ポリエチレン管を採用することで、整備の促進を図ってまいります。橋梁の添架管については、出羽堀都市下水路や二郷半用水路など6カ所を更新してまいります。このことにより、今年度末の管路の耐震化率は約48.2%となる

見込みです。

企業団庁舎は、配水コントロールを行う中央管理室をはじめ、災害時には本部となる重要施設であることから、老朽化した非常用発電機を更新いたします。

危機管理対策については、近年各地で頻発する災害で得られた教訓を糧として、その充実に努めてまいります。災害時における応急給水を円滑に行うため、耐震型緊急用貯水槽の操作訓練を構成市町の職員と合同で実施するとともに、埼玉県の送水管を活用した訓練も企業局職員と合同で実施いたします。自治会等が実施する防災訓練にも積極的に参加して、飲料水の備蓄の必要性や貯水槽の仕組みなど、その啓発に努めます。また、災害発生時の初動体制が重要であることから、昨年「応援要請・応援受入マニュアル」を策定いたしましたので、その内容を取り入れた災害初動訓練を実施するとともに、無線通信訓練や情報伝達訓練を実施し、職員の災害対応力の強化を図ります。

次に、第2の柱である「安全な水の給水を目指して」では、水道施設を適正に維持管理し、水質管理を徹底することによって、安全で良質な水を安定的に供給し続けるための取り組みを推進いたします。

水の安全性については、水源から蛇口までのあらゆる過程におけるリスク要因を分析・管理する「水安全計画」に基づき、常に安全な水道水を供給してまいります。水質検査については、毎年度策定し公表している「水質検査計画」に則り検査を実施していますが、今年度は水質基準11項目などの金属類を測定するICP（誘導結合プラズマ）質量分析計を更新し、自己検査体制の充実に図ります。また、各浄・配水場の配水区域の末端に設置している自動水質監視装置2台を更新しますが、これで6台全ての更新が完了いたします。

経年化した配水管は、赤水と呼ばれる濁水の発生要因となることから、発生リスクの高い地域を中心に水の需要が増える夏を迎える前に管洗浄を実施し、清浄な水の供給に努めます。また、貯水槽の水質を維持するため、貯水槽設置者に適正管理を促すとともに、3階建てまでの建築物には直結直圧給水方式を、中高層建築物には直結増圧給水方式を採用していただくよう、引き続きフレッシュ給水の啓発に取り組んでまいります。

次に、第3の柱である「持続可能な水道事業経営を目指して」では、将来にわたって健全な経営を持続していくために、計画的・効率的な経営のもとで人材の育成と技術の継承、環境への配慮などの取り組みを推進いたします。

独立採算を基本とする水道事業では、料金を確実に収納することが重要です。料金の納付相談にきめ細かく対応し未収金を発生させないことはもとより、再三の催告にもお支払いいただけない場合には、給水停止や弁護士による回収も実施し、収納率の向上に努めてまいります。

水道事業に対する理解をより深めていただくため、引き続き、水道フェアや親子水道教室などのPRイベントを開催するとともに、広報紙「水道だより」やホームページを通じて、お客様に情報を分かりやすくお伝えしてまいります。また、企業団設立50周年記念事業として公募したPRキャ

ラクターが、お客様の投票によって「こしまつくん」に決定いたしましたので、新キャラクターによる広報活動を積極的に展開してまいります。

健全な水道経営を持続していく担い手は職員であり、人材育成は重要です。各種研修で知識や技能を習得することはもとより、職員一人ひとりが能力を十分発揮できる風通しの良い環境をつくり、経営に参画する意識を醸成できるよう努めてまいります。

2カ年継続事業として実施した東部配水場の耐震補強と電気・機械設備の更新工事が竣工しました。施設の安全性が向上するとともに、高効率の配水ポンプやインバーター設備を導入したことから、西部配水場の小水力発電や北部配水場の太陽光発電とともに温室効果ガスの排出抑制に寄与することになります。

改正水道法の成立によって、広域連携については都道府県が推進役となりましたので、今後は「埼玉県第2ブロック水道広域化実施検討部会」における協議が県主導で進められることになります。また、新たに有効期間を5年とする指定給水装置工事事業者の更新制度が導入され、今年度中には実施の運びとなりますので、その準備を進めてまいります。

以上、主要な事業について申し上げましたが、企業団設立50周年の節目にあたり、「水を飲む際には、井戸を掘った人の苦労を思え」という格言を肝に銘じ、基本理念である“世代（とき）を越え命の水を送り続ける こしまつ水道”を念頭に、『強靱』、『安全』、『持続』の3つの基本方針で掲げる施策の実現に向け、職員一丸となって水道事業経営に取り組んでまいります。

議員の皆様、越谷市・松伏町のお客様には、限りないご指導とご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

#### ◎企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

- （武藤 智議長） 次に、企業長提出第1号議案ないし第5号議案の5件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 本定例会には、「越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて」を初め、5件の議案をご提案申し上げております。

それでは、各議案につきまして、順次ご説明をさせていただきます。

まず、第1号議案について申し上げます。

本議案は、本年3月31日をもって任期満了となります越谷・松伏水道企業団監査委員、中村甫尚氏を引き続き監査委員として選任したいので、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

経歴等詳細につきましては、大変恐縮に存じますが、お手元の議案書をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

次に、第2号議案について申し上げます。

本議案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、「専門職大学の前期課程を修了した者」を新たに加えるとともに、技術士法に係る資格要件を改めるものでございます。

なお、本条例は、本年4月1日から施行してまいります。

次に、第3号議案について申し上げます。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部が改正され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、水道料金及び加入者分担金の額を改定するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、水道料金及び加入者分担金に係る税率を改めるものでございます。

なお、本条例は、本年10月1日から施行してまいります。

次に、第4号議案について申し上げます。

今回の補正予算の概要でございますが、まず、平成29年度から2カ年継続事業として進めてきた「築比地浄水場系基幹管路更新事業（第1工区）」及び「東部配水場耐震補強及び設備整備事業」がそれぞれ完了したこと、さらには平成30年度からの2カ年継続事業である「築比地浄水場系基幹管路更新事業（第2工区）」の契約締結に伴い、事業費とその財源である企業債の額を減額するものでございます。

次に、「北部配水場系基幹管路更新事業」につきましては、せんげん台駅南陸橋の鉄道軌道下にある口径500ミリメートル管を更新する予定でしたが、東武鉄道との協議において、より経済的な占用ルートが認められることになり、年度内の着工が困難になったため、委託料を減額するものでございます。なお、当該事業につきましては、平成31年度当初予算に改めて計上させていただいております。

それでは、お手元の補正予算書及び補正予算説明書に基づき説明させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条「業務の予定量」については、主な建設改良事業の予定量を事業費の減額に合わせて変更するものでございまして、1億2,480万円を減額し、31億1,590万円といたします。

第3条「資本的収入及び支出」については、収入で1億1,000万円を減額し、補正後の額を18億8,700万円といたします。「築比地浄水場系基幹管路更新事業（第1工区及び第2工区）」に係る事業費を減額することに伴い、「企業債」を1億1,000万円減額するものでございます。支出で4億

5,880万円を減額し、補正後の額を48億3,520万円といたします。内訳は、「北部配水場系基幹管路更新工事委託料」で3億3,400万円、「築比地浄水場系基幹管路更新工事費（第1工区）」で4,090万円、「（第2工区）」で4,300万円、「東部配水場耐震補強及び設備整備工事費」で4,090万円をそれぞれ減額するものでございます。

以上の結果、資本的収支における不足額は29億4,820万円となり、「過年度損益勘定留保資金」等で補填をさせていただきます。

恐れ入りますが、2ページをごらんください。

第4条「継続費」については、「築比地浄水場系基幹管路更新事業（第1工区）」で総額を5億910万円に、「東部配水場耐震補強及び設備整備事業」で総額を22億1,290万円に、「築比地浄水場系基幹管路更新事業（第2工区）」で総額を3億3,200万円とし、それぞれ年割額を改めるものでございます。

第5条「企業債」については、築比地浄水場系「基幹管路更新事業」の第1工区及び第2工区に係る限度額を3億円に改めるものでございます。

次に、第5号議案について申し上げます。

「予算書及び予算説明書」の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条「業務の予定量」については、給水戸数16万4,900戸、1日平均配水量10万2,732立方メートル、年間配水量は前年度と同量の3,760万立方メートル、主な建設改良事業は、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」などの工事請負費21億9,980万円といたしました。

第3条「収益的収入及び支出」については、水道事業収益は対前年度比1.05%増の79億2,000万円、水道事業費用は対前年度比1.44%増の70億3,000万円を計上いたしました。これにより、収支では、税込み8億9,000万円の利益が見込まれるところでございます。

それでは、主なものについて順次ご説明させていただきます。恐れ入りますが、25ページの予算執行計画書をごらんいただきたいと存じます。

初めに、収入について申し上げます。第1項「営業収益」は、「給水収益」で67億8,720万円、「その他営業収益」で2億9,800万円、合わせて70億8,520万円を計上し、対前年度比5,680万円の増となっております。給水収益につきましては、年間の配水量3,760万立方メートルに対して、有収率を96.0%と見込み、算出いたしました。

第2項「営業外収益」は、「受取利息及び配当金」1,550万円、構成市町からの児童手当に係る「他会計補助金」660万円、過去に受け入れた補助金等を減価償却に合わせて収益化する「長期前受金戻入」7億9,260万円などで、合わせて8億2,440万円を計上し、対前年度比1,560万円の増となっております。

第3項「特別利益」は、旧越谷浄水場第4水源跡地97平方メートルの売却益と「過年度損益修正益」、合わせて1,040万円を計上いたしました。

以上により、第1款「水道事業収益」の総額は79億2,000万円、対前年度比8,200万円の増となっ

ております。

次に、支出について申し上げます。

恐れ入りますが、27ページ以降をごらんください。第1項「営業費用」の1目「原水及び浄水費」は、浄・配水場の管理運営に係る費用で、設備点検や水質検査などの委託料、電気料金などの動力費、県水受水費など、合わせて28億250万円を計上いたしました。

2目「配水及び給水費」は、管路の維持管理などに係る費用で、漏水修繕や配水管洗浄などの委託料、路面復旧費など、合わせて4億9,569万円を計上いたしました。

3目「業務費」は、水道料金の検針・調定・収納に係る費用で、量水器の検定満期交換、検針、水道料金システムなどの委託料、検定満期交換用量水器などの修繕費など、合わせて5億8,981万円を計上いたしました。

4目「総係費」は、庁舎管理や各種電算システム等に係る委託料、水道料金等の貸倒引当金繰入額など、合わせて3億6,734万円を計上いたしました。

5目「減価償却費」は、建物や配水管等の構築物、機械及び装置等に係る減価償却の費用として22億5,100万円を計上いたしました。

6目「資産減耗費」は、固定資産の除却費用として4,310万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「営業費用」は65億4,944万円、対前年度比1億3,234万円の増となっております。

続いて、第2項「営業外費用」は、「支払利息及び企業債取扱諸費」、「消費税及び地方消費税」など、合わせて4億5,550万円を計上いたしました。

第3項「特別損失」は、松ノ木橋に隣接し、中川に架かる水管橋用地の一部184平方メートルを埼玉県に河川用地として売却する際の損失206万円など、合わせて506万円を計上いたしました。

第4項「予備費」は、2,000万円でございます。

以上により、第1款「水道事業費用」の総額は70億3,000万円、対前年度比1億円の増となっております。

恐れ入りますが、予算書の1ページにお戻り願います。

第4条「資本的収入及び支出」については、収入は15億300万円、支出は45億6,000万円を計上いたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する30億5,700万円は、「過年度損益勘定留保資金」等で補填させていただきます。

それでは、主なものについてご説明申し上げます。33ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、「資本的収入」のうち第1項「企業債」は、築比地浄水場系の「基幹管路更新事業」に充当するため、5億円を計上いたしました。

第2項「分担金」は、給水装置の新設や増設に伴う加入者分担金で、5億円を計上いたしました。

第3項「工事負担金」は、土地区画整理事業等による配水管布設工事など、合わせて1億180万円

を計上いたしました。

第4項「固定資産売却代金」は、中川水管橋用地の売却代金や有価証券の満期償還に伴う売却代金として、合わせて4億120万円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的収入」の総額は15億300万円、対前年度比4億9,400万円の減となっております。

次に、34ページ以降、「資本的支出」についてご説明申し上げます。第1項「建設改良費」、1目「配水施設拡張費」は、土地区画整理事業地内の配水管布設工事など、合わせて1億7,033万円を計上いたしました。

2目「配水施設改良費」は、北部配水場系基幹管路更新委託料2億2,000万円、配水管布設替工事8億6,000万円、築比地浄水場系基幹管路更新工事の第2工区2億5,500万円、第3工区6,200万円、松伏・田島地区3億3,000万円、西大袋土地区画整理事業地内の配水管布設工事4,600万円、消火栓設置工事3,600万円など、合わせて23億3,717万円を計上いたしました。

3目「営業設備費」は、「量水器」の購入費用6,000万円、末端水質監視装置の更新費用5,500万円、水質検査用ICP質量分析計の購入費用3,000万円など、合わせて1億6,320万円を計上いたしました。

4目「庁舎整備費」は、非常用発電設備更新工事9,500万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「建設改良費」は27億6,570万円、対前年度比11億1,700万円の減となっておりますが、これは、「東部配水場耐震補強及び設備整備事業」が平成30年度で完了したことによるものでございます。

第2項「企業債償還金」は、償還元金13億9,030万円を計上いたしました。

第3項「投資」は、満期償還に伴う有価証券の購入費用として4億400万円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的支出」の総額は45億6,000万円、対前年度比7億3,400万円の減となっております。

恐れ入りますが、予算書2ページにお戻りいただきたいと存じます。

第5条「継続費」については、「築比地浄水場系基幹管路更新事業（第3工区）」を、平成31年度から3カ年かけて実施するもので、総額13億5,000万円を計上いたしました。

第6条「債務負担行為」については、水道だより発行経費350万円、配水管洗浄委託料6,000万円の2件を年度内に着手するため設定いたしました。

第7条「企業債」については、築比地浄水場系「基幹管路更新事業」の第2工区及び松伏・田島地区の財源として5億円の限度額等を設定いたしました。

その他、第8条以降の「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」、「たな卸資産購入限度額」、「重要な資産の取得及び処分」については、大変恐縮に存じますが、予算書をごらんいただき、ご了承賜りたいと存じます。

以上、今回ご提案申し上げました議案につきましてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。

10時43分 休憩

11時05分 再開

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （武藤 智議長） これより企業団行政に対する一般質問であります、発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決

- （武藤 智議長） 次に、企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案「越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。本議案は人事に関する案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （武藤 智議長） 挙手は全員であります。

したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決

- （武藤 智議長） 次に、企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決を行います。

第2号議案「越谷・松伏水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。

11時07分 休憩

11時07分 再開

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （武藤 智議長） 挙手は全員であります。

したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決

- （武藤 智議長） 次に、企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決を行います。

第3号議案「越谷・松伏水道企業団給水条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔7番 宮川雅之議員「議長」と言う〕

- （武藤 智議長） 7番、宮川議員。

- 7番（宮川雅之議員） 第3号議案について、2点お聞かせください。

1点目は、消費税率引き上げに伴う影響について、使用者の一般家庭などで使われる1検針や年

間の影響額についてお聞かせください。

2点目は、水道企業団の収入への影響についてです。平成31年度と通年について、どれほどの影響があるのかについてお聞かせください。

以上です。

○（武藤 智議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの宮川議員さんの1点目、消費税の影響額ということで、一般家庭における1検針、さらには年間における影響額、それと2点目、平成31年度予算と通年予算における消費税の影響額、これらについては局長よりお答えさせていただきます。

○（武藤 智議長） 次に、局長。

〔鈴木 功局長登壇〕

○（鈴木 功局長） ただいまの宮川議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、一般家庭での水道料金の負担増につきましては、平均的な世帯が2カ月で使用する33立方メートルでは、1回のお支払いで80円、年間で480円の増加となります。

続きまして、2点目の平成31年度予算の収入への影響についてでございますが、まず、水道料金につきましては、平成31年度の影響額が約4,300万円、これが通年になりますと約1億2,500万円の影響額となります。次に、加入者分担金でございますが、こちらにつきましては、平成31年度の影響額が約500万円、通年では約900万円の影響額となると試算しております。

以上でございます。

○（武藤 智議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。

〔7番 宮川雅之議員「なし」と言う〕

○（武藤 智議長） 以上で宮川議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（武藤 智議長） 以上で質疑を終結いたします。

#### ◎休憩の宣告

○（武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。

11時12分 休憩

11時12分 再開

#### ◎開議の宣告

○（武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （武藤 智議長） 挙手は全員であります。

したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決

- （武藤 智議長） 次に、企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決を行います。

第4号議案「平成30年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について」の件  
に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。

11時13分 休憩

11時13分 再開

◎開議の宣告

- （武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （武藤 智議長） 挙手は全員であります。

したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第5号議案の質疑、討論、採決

- （武藤 智議長） 次に、企業長提出第5号議案の質疑、討論、採決を行います。

第5号議案「平成31年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （武藤 智議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

#### ◎休憩の宣告

- （武藤 智議長） この際、暫時休憩いたします。

11時14分 休 憩

11時14分 再 開

#### ◎開議の宣告

- （武藤 智議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （武藤 智議長） 挙手は全員であります。

したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎諸般の報告

- （武藤 智議長） この際、諸般の報告をいたします。

#### △特定事件の付託申し出の報告

- （武藤 智議長） 議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎特定事件の議会運営委員会付託

- （武藤 智議長） これより、議会運営委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営

委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（武藤 智議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

#### ◎閉議の宣告

○（武藤 智議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

#### ◎企業長の挨拶

○（武藤 智議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例会が閉会されるに当たり、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案させていただきました5議案につきまして、いずれも原案のとおりご決定を賜り、まことにありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

ことは、企業団設立50周年の節目に当たり、「世代（とき）を越え 命の水を送り続ける こしまつ水道」の基本理念のもと、昭和から平成、そして新しい時代へと、強靱、安全、持続可能な水道事業をしっかりと引き継いでいけるよう肝に銘じ、事業執行に当たってまいります。

議員の皆様におかれましては、今後とも健康に十分ご留意いただき、私たちに、さらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、目前に迫りました統一地方選挙に臨まれる皆様には、見事関門を乗り越えられますよう心からご健闘をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

#### ◎閉会の宣告

○（武藤 智議長） これをもちまして、平成31年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

11時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 武 藤 智

議 員 岡 野 英 美

議 員 竹 内 栄 治

議 員 伊 藤 治

◎企業長提出議案の処理結果

- 第1号議案 越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて  
(同意可決)
- 第2号議案 越谷・松伏水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第3号議案 越谷・松伏水道企業団給水条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第4号議案 平成30年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について  
(原案可決)
- 第5号議案 平成31年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について  
(原案可決)